

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	<p>一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性</p> <p>b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性</p> <p>c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>文部科学省では、青少年の豊かな人間性を育むため、自然体験活動の機会を増加させる施策を進めている。</p> <p>) 施策の概要</p> <p>子どもたちの豊かな人間性を育むために、複数の関係省庁と連携し、地域において関係機関・団体等が協働して多様かつ継続的な体験活動プログラムを開発する取組を推進する「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」を実施した。</p> <p>独立行政法人国立青少年教育振興機構において、立地条件や各施設の特徴を生かした自然体験活動等の機会と場の提供等を行うとともに、その成果を公立の青年の家や少年自然の家等に広く普及した。また、本機構に創設されている「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する自然体験活動等への支援を行った。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成19年度「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」においては、関係6省庁と連携しつつ、35箇所事業が実施された。</p> <p>また、平成19年度においては、国立青少年教育施設計28施設において、自然体験活動等の機会と場の提供等が行われるとともに、「子どもゆめ基金」において、青少年教育に関する団体が行う859件の自然体験活動が採択された。</p>	

) 施策の効果・課題等

当該施策を通して、自然体験活動に関して一定の基準を満たした指導者については、新規登録者数を毎年度維持、増加させていくこと、自然体験活動に資する場所については、登録件数を毎年度維持、増加させていくこと、自然体験機会を得た子どもの割合については、毎年度維持、増加させていくことを目標とした。

平成 19 年度は、平成 18 年度の 10,531 人から 2,720 人に大きく減少した。基準年度の平成 14 年度からは 303 人増加したが、14～19 年度の平均 4,323 人に満たなかったことから、今後も指導者の養成、登録について特に充実を図る必要がある。

自然体験に資する 3 種のプロジェクトの登録件数によって達成状況を確認しており、平成 19 年度は、平成 18 年度の 358 カ所からの 371 カ所へと 13 箇所(約 3.6%増)増加した。基準年度の平成 14 年度からは 154 カ所増加し、想定どおり順調に増加している。

平成 18 年度と平成 19 年度調査の自然体験機会を得た子ども(小学 1 年生～6 年生)の割合については、「子どもが公的機関や民間団体等が行う行事に参加したか」の小 1～6 はすべて減少しており、「子どもが公的機関や民間団体等が行う活動以外で家族や友だちなどと一緒に自然体験活動を行ったか」の小 5、6 以外は減少している。

以上を総合すると、当該施策は、一定の成果が上がっているが、一部については、想定どおりに達成できなかった。

) 今後の方向性等

「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」と「青少年の意欲向上・自立支援事業」を統合させた「青少年体験活動総合プラン」を 20 年度より実施していく。また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、引き続き事業実施に必要な経費を要求していく。

自然体験活動指導者の新規登録者数は大幅に減少したことから、指導者の養成、登録について特に充実を図っていきたい。

自然体験活動に資する場所の登録件数は、今後もこれらの場所の周知・活用をよびかけてまいりたい。

青少年の自然体験活動への取組については、家族や友だちなどと一緒に自然体験活動を行った小 5、小 6 以外は、減少している。このため、学校・青少年団体において行われる自然体験活動をより一層推進するとともに、保護者等への広報・啓発を通じての自然体験活動の重要性についての認識を涵養してまいりたい。

調査内容項目 b) について

「豊かな体験活動推進事業」

) 施策の概要

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、農山漁村での長期宿泊体験活動をはじめとして、自然の中での長期宿泊体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及する「豊かな体験活動推進事業」により、学校における豊かな体験活動の推進を図る。

(人づくり分野)

) 施策の実施状況

平成 19 年度には、「豊かな体験活動推進事業」において、1,171 校を指定するとともに、全国 6 カ所でのブロック交流会の開催や事例集の作成により、成果の普及を図った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむためには、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが有意義である。

平成 20 年度より、文部科学省、農林水産省、総務省の 3 省が連携して「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進しており、今後 5 年間で、全国の小学校で農山漁村における集団宿泊活動を実施できる体制を整備することとしている。文部科学省においては、引き続き「豊かな体験活動推進事業」を実施してモデル事例の収集や成果の普及を図り、財政的な支援をはじめ、効果的な体験活動プログラムの構築、ボランティアや指導員の確保・活用など様々な課題を解決していく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

モデル事例の収集とその成果の普及により、農山漁村における長期宿泊体験活動をはじめとする学校における体験活動の推進を図るため、平成 21 年度概算要求においても、「豊かな体験活動推進事業」を引き続き要求する。

現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおける「持続可能な社会につながる環境教育の推進」

) 施策の概要

現代的教育ニーズ取組支援プログラムのテーマのひとつに「持続可能な社会につながる環境教育の推進」を設定した。

各種審議会からの提言等、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、大学等から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクト(取組)を選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことで、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進する。この中で、公募テーマの一つとして「持続可能な社会につながる環境教育の推進」のテーマを設定し、大学等が「持続可能な社会」の構築に向け、複眼的な視野をもちつつ行う、実社会との相互交流を踏まえた学生に対する環境教育の組織的な取組を選定し、支援を行う。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

平成 19 年度においては、プログラム全体で 119 件を選定し、そのうち「持続可能な社会につながる環境教育の推進」では 16 件を選定した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 20 年度から、現代的教育ニーズ取組支援プログラムは、特色ある大学教育支援プログラムと発展的に統合し、質の高い大学教育推進プログラムとして実施することとしている。

この質の高い大学教育推進プログラムでは特に公募テーマの設定をしていないが、環境教育を含め、大学教育改革に資する優れた取組について支援を行うこととしている。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	<p>一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のための人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性</p> <p>b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性</p> <p>c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)、c)について</p> <p>バイオマスタウンアドバイザー養成研修</p> <p>地域に賦存する未利用のバイオマスをはじめ、環境資源の保全と有効活用及び地域の特性を踏まえた創意工夫あふれる地域づくりのためのために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりを強力に推進するため、農林水産省では以下の取組を実施している。</p> <p>）施策の概要</p> <p>バイオマス・ニッポン総合戦略（H18.3閣議決定）に基づき、バイオマスの賦存量把握手法、製品やエネルギー等多様な変換・利用方法、農林水産業をはじめとする地域の様々な産業との連携等、多方面にわたる豊富な知見を有するとともに、地域の実状を踏まえて関係者間の調整や事業化に向けた支援等により「現場を動かしていく」人材であるバイオマスタウンアドバイザーを養成する。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>同総合戦略を推進するため、補助事業としてバイオマスタウンアドバイザー養成研修を実施。平成 18～19 年度の 2 カ年で、合計 64 名のバイオマスタウンアドバイザーを養成。市町村担当者に対するバイオマスタウン構想構築のためのアドバイスを実施するほか、研修会の講師やシンポジウムのパネリスト等、幅広く活躍中である。</p>	

(人づくり分野)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、バイオマスタウン構想の策定意向やバイオマス利活用施設を整備しようとする市町村担当者からの要請を受け、様々なアドバイスが可能となり、全国のバイオマス利活用の進展に寄与していると考えられる。一方、人材の地域バランスの不均衡が生じており、本年度についてはこの点を是正し、全国各地でバイオマスタウンアドバイザーを活用できるような体制を構築したい。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

バイオマスをはじめ、広く農林水産分野における資源・環境対策の推進の観点からのアドバイスが可能なトップレベルの人材を養成する観点から、農林水産分野における地球温暖化対策及び生物多様性の保全についても研修項目とすることとしている。

調査内容項目 b)について

子ども農山漁村交流プロジェクト

) 施策の概要

「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」(副大臣PT)が平成19年6月21日に取りまとめた府省連携の対応方向に基づき、農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校において農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進するものである。

) 施策の実施状況

平成20年度より実施しており、全国53地域を受入モデル地域として選定したところである。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として進めている。特に、農林漁家での民泊などを通じて農山漁村生活を実際に体験すること、農林漁業体験を通して、食の大切さを学ぶことが大きな特色である。普段の生活とは異なる環境や人間関係の中に身を置き、様々な実体験を行うことは、子どもたちの新たな一面を引き出し、成長を促す効果がある。農林水産省においては、全国の小学校で体験活動を展開することを目指し、今後、農山漁村における宿泊体験の受入体制の整備、地域の活力をサポートするための全国推進協議会の整備等を進める方針である。子ども農山漁村交流プロジェクトの効率的かつ効果的な推進を図るため、受入モデル地域を核とした受入体制整備の強化、受入地域と小学校の情報の共有化、地域リーダーの育成、教育的効果の高い体験プログラムや安全管理体制の確立などを総合的に実施する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の新規・拡充予算要求

将来的に、毎年、全国約120万人(1学年規模)の小学生が参加できるよう、農山漁村における受入体制を整備するため、平成21年度予算概算要求において新規事業である「子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業」について要求しているところである。

調査内容項目 b)について

美しい森林づくり活動推進事業

地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業

) 施策の概要

「美しい森林づくり推進国民運動」の一環として、国民参加の森林づくりやそのサポート組を対象とした研修や支援を実施しているものである。

) 施策の進捗状況

森林づくり活動への支援を実施するとともに、「美しい森林づくり推進国民運動」がスタートした平成19年度は、森づくり活動サポート組織の立ち上げ支援を行いそのネットワークづくりに取り組んだ。

) 今後の方向性

引き続き森づくり活動への支援を行うとともに、森づくり活動サポート組織の一層の充実や活動の安全確保対策への支援を実施することにより、多様な主体による森林整備を推進する。

調査内容項目 b)について

「遊々の森」制度

) 施策の概要

多様な体験活動の場として、豊かな森林環境を有する国有林野において、協定の締結により継続的に体験活動が展開できる場を積極的に提供し、学校等による森林環境教育の推進に寄与するものである。

) 施策の実施状況

平成19年度末時点で139カ所の「遊々の森」が設定されている。

) 今後の方向性

平成21年度新規事業として、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施する「森林・林業体験交流促進対策」の予算要求を検討しているところである。

調査内容項目 a)、c)について

森林環境教育推進総合対策

) 施策の概要

森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等の対策を総合的に推進するものである。

) 施策の実施状況

平成19年度は、

- ・ウェブサイトを通じたイベント情報等の発信
- ・企画・調整力を有する質の高い人材を育成するための研修の実施
- ・学校や森林組合を対象に森林環境教育への取組を促すリーフレットの作成

等を実施した。

(人づくり分野)

) 施策の効果・課題・今後の方向性

引き続き、森林環境教育の取組を推進する人材の育成や普及啓発等を総合的に推進することとし、特に、

- ・ウェブサイト上で森林環境教育活動の優事例を紹介するなど情報を充実
- ・森林組合や森林所有者等を対象に、地域における森林環境教育の指導者を育成
- ・学校等で活用できる森林環境教育の教材の作成

に取り組む。

(*) 普及啓発については、重点調査事項 のb)にも一部該当

調査内容項目 c)について

市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全の推進

漁協や NPO 等が行う漁場環境保全の取組等を推進するため、農林水産省では、以下の施策を進めている。

) 施策の概要

近年、経済・産業活動等による漁場環境・生物多様性への負の影響などが指摘され、これらに対して総合的な対策に取り組むことが必要となっている。その一環として、本施策は、漁協や NPO 等が行う海浜・河川等の清掃活動及び森づくりや、漁場環境に関する情報収集・提供等の対策を通じて、漁協や NPO 等の連携による効率的な漁場環境保全等の活動を促進し、漁場環境における生物多様性の維持保全と水産資源の持続的利用に資することを目的としている。

) 施策の実施状況

平成 19 年度に行った海浜等清掃活動の実施状況調査(47 都道府県のうち 35 都道府県から回答)では、全国で延べ 21,542 回の漁協や NPO 等による清掃活動が行われ、延べ約 138 万人が参加していることが分かった。また、河川の流域環境保全のための植樹活動(漁民の森づくり活動)の実施状況調査では、全国 174 箇所を実施され、延べ約 18,000 人が参加していることが分かった。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後とも、海浜等の清掃活動等の実施状況調査を行うほか、漁協や NPO 等が実施する清掃活動等の活動実態の情報収集・提供等を通じて、漁協や NPO 等の活動主体間の連携強化を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改革

特に無し。

調査内容項目 c)について

環境・生態系保全活動支援調査・実証事業

) 施策の概要

漁業者が中心となり取り組んでいる藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動は、漁場環境の保全や漁業生産性の向上のみならず、幅広く国民に利益をもたらす公益的機能を有している。

一方、漁業を取り巻く経営環境の悪化などによる漁業者の減少・高齢化の進展などから、従来、漁業者が果たしてきたこれらの活動の低下が懸念されている状況にある。

このため、これら公益的機能の維持・強化を図り、漁業の存続・発展と多面的機能の維持・増大

(人づくり分野)

を促進するため、支援手法や実施体制の確立に必要な調査や実証試験による実効性の検証を行う。

) 施策の実施状況

平成 19 年度については、14 道府県 24 地域において藻場・干潟等の試行的保全活動を行い、支援手法の検討に資する基礎データが収集された。

また、会報の発行やシンポジウムの開催により、普及・啓発に努めた。

) 施策の効果

平成 20 年 5 月に環境・生態系保全活動支援制度検討会が立ち上げられ、本事業で得られたデータ等から、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度の検討が開始された。

) 今後の方向性

平成 20 年度についても、前年と同様に実証試験を実施し、情報を収集するとともに、環境・生態系保全活動支援制度検討会を開催し、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度について、確立を図る。また 21 年度の新規予算事業として、環境・生態系保全活動支援事業や環境・生態系保全活動支援推進事業を検討中である。

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	<p>一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のために人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性</p> <p>b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性</p> <p>c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>経済産業省では、環境の取組みを持続可能なものとするため、ビジネスとしての運営が必要と考え、これまで地域における企業、市民等が連携した先進的な環境コミュニティ・ビジネスを公募により掘り起こし、その展開を支援するとともに、その成果、課題等の評価し広く普及・啓発を行ってきた。</p> <p>(実例)</p> <p>北海道バイオディーゼル燃料寒冷地ビジネスモデル構築事業</p> <p>市民団体等との連携により、バイオディーゼル燃料製造過程で発生する廃グリセリンや余剰廃食用油を燃料とするボイラーを新規開発、廃食用油回収システムを構築し、さらに、搾油作物(エゴマ等)の栽培・商品化による地域エネルギー循環システムの研究などを行う事業である。環境問題を考える講演会を、小学校5校、中学校1校、高校1校、一般市民1回で開催、641名の参加を得た。</p> <p>沖縄県養殖サンゴ植え付けによる地域の産業振興および自然環境復元事業</p> <p>天候に左右されずダイバーでなくとも行えるサンゴの陸上植え付けを地域と連携し、地域観光施設における体験型環境学習の素材として修学旅行客等に提供することで、サンゴ礁回復による生態系の復元・維持と環境事業を結びつける事業。</p> <p>平成20年度からは、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとした地域ぐるみの国民運動を促進するため、温室効果ガスの排出削減につながる取組への助言や排出削減の普及啓発などを企業・個人に対して行うビジネスに対して支援を行う。</p>	

(人づくり分野)

具体的には、省エネ機器への買換や買い物の際の公共交通機関利用、マイバック持参等に対しエコポイントを発行する等、消費者の環境配慮行動の効果的なインセンティブを与える手法導入により、地域ぐるみの国民運動をビジネスの側面から支援する。

調査内容項目 a)について

環境コミュニティ・ビジネスを発掘・育成することにより、環境リーダーの育成に繋げてきた。また、各種地域の特性に合わせた事業を通じて環境教育・環境学習の実施に繋げてきた。

20年度からは、「1人1日1kg」の温室効果ガス削減をモットーとして、より環境意識の向上に繋がる事業への支援を行う。

調査内容項目 b)、c)について

上記のような地域に根ざした事業を採択する際には、地方公共団体等との連携が出来ており、持続可能なものについて、優先採択している。また、採択した事業をモデルとして他地域への普及啓発を行っている。

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	<p>一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のために人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性</p> <p>b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性</p> <p>c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>環境教育プログラムの提供</p> <p>) 施策の概要</p> <p>都市公園において、環境教育の指導者養成講習会等を行う「プロジェクトワイルド」をはじめとする環境教育プログラムを提供し、環境教育ボランティアの育成を推進している。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>環境教育プログラム「プロジェクトワイルド」については、平成19年度に32回の講習会を実施し、平成19年度末現在、累計で457人の環境教育プログラムの指導者が育成されている。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>当該施策の推進により、着実に環境教育の推進が図られている。今後も継続的に環境教育プログラムの提供を推進する。</p> <p>調査内容項目 a)について</p> <p>川の指導者育成</p> <p>) 施策の概要</p> <p>「川に学ぶ」社会の実現に向け、川を安全に利用できるよう、河川管理者や地域の住民等を対象とした川の指導者育成を推進。</p> <p>) 施策の実施状況(平成19年度中心)</p>	

(人づくり分野)

NPO等が実施している川の指導者養成講座等を支援。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策実施により、各地方における川の指導者は着実に増加している。一方、地域により指導者数に偏りがあることから、引き続き指導者育成を推進していく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

調査内容項目 a)について

気象講演会の開催

) 施策の概要

地球環境問題に関する最新の科学的知見やその対策等に関する知識の普及を目的として「気候講演会」を開催する。

気象や地震に関する知識の普及と防災情報の有効な利用の促進を図ることを目的として、全国の地方気象台等が「防災気象講演会」を開催する。

) 施策の実施状況

平成19年度は、「知ろう わかろう 地球温暖化」と題し、気候講演会を8月に東京、2月に名古屋で開催した。参加者数は、合わせておよそ600名。平成20年度も同様に、「知って防ごう 地球温暖化」と題し、8月に新潟で開催した。参加者数は、およそ300名。

平成19年度は、自然災害に対する防災対策等をテーマとした防災気象講演会を37箇所で開催した。参加者総数は、およそ9,500名。平成20年度は、8月末現在、12箇所で開催した。参加者総数は、およそ2,000名。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成20年度内も引き続き、気候講演会を大阪(1月)で開催予定。

平成20年度内も引き続き、全国各地で防災気象講演会を開催予定。

調査内容項目 b)について

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

) 施策の概要

「川に学ぶ」社会の実現に向け、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して「子どもの水辺」を選定・登録し、「子どもの水辺」を活用した河川環境学習を推進。

) 施策の実施状況(平成19年度中心)

平成19年度末時点261箇所の「子どもの水辺」が登録されており、河川管理者、教育関係者、市民団体等が連携して河川環境学習を推進している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

環境教育において河川がより効果的に利活用されるよう、引き続き本施策を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

本施策がより広範に活用されるよう、「子どもの水辺」登録制度の見直しを行う。

調査内容項目 c)について

河川管理への住民参加

) 施策の概要

河川管理者、地方公共体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を協働で実施。

) 施策の実施状況(平成19年度中心)

平成18年度においては、711の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加した。(大臣管理区間)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

今後も、河川管理者、地方公共団体、市民団体等の連携を推進し、河川管理を実施する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

特になし。

調査内容項目 b) c)について

海辺の自然学校

) 施策の概要

国民が地球温暖化問題等環境保全の重要性を認識・理解し、環境保全のための行動が習慣となるよう、環境保全活動及び環境教育の場を提供すると共に活動の支援を行う。

) 施策の実施状況(平成19年度)

みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどと連携しつつ、親子向けの自然体験プログラム「海辺の自然学校」を開催した。

平成19年度は、海辺での自然体験活動や海の生き物に関する学習などを中心に、全国35カ所で51回開催。参加人数は、およそ3,300人。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

全国の海辺や海で活動する団体や個人により構成されるNPO法人等と連携し、海辺の自然体験・環境学習を推進していくとともに、直轄港湾事務所とNPO法人等との連携を強化し、自然体験学習の機会を増やしていく。

提出府省名	環境省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境保全のために行動する人づくりと組織・ネットワークづくりのための取組
調査内容項目	<p>一部の環境保全意識の高い人に限らず、広く国民に対して、身近なところで、より質の高い環境教育・環境学習の機会を提供すること、様々な主体が実感を持って環境について学び、自ら考え、具体的な行動に結びつけるために、自然や暮らしの中で体験活動や実践活動に参加することなどを通じた、環境保全のために人づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 多様な主体に対する環境教育・環境学習の実施のための取組や国際的な視野からも環境保全の取組を牽引する環境リーダーの育成に向けた取組の状況とこれらの取組の今後の方向性</p> <p>b) 地方公共団体、教育機関、民間事業者、NPO 等の各主体による環境教育・環境学習の取組の状況と今後の方向性</p> <p>c) 多様な主体の環境保全活動の実践の促進に資する環境保全の組織やネットワークづくりの状況と今後の課題</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>こどもエコクラブ事業</p> <p>) 施策の概要</p> <p>子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもたちを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施しており、登録されたクラブ及びそのサポーター(大人)に対しニュースレターの配布等により、環境情報の提供等を行う。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成19年度においては、4,216クラブ、167,466人の参加を得た。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>施策の実施により、地域の子どもたちの環境への意識、環境保全活動の取組の促進に着実に効果をあげている。今後も更なる普及を図る。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求</p> <p>更なる普及のため、ウェブサイトによる情報発信機能の拡充のため予算要求を行う。</p>	

調査内容項目 a)、b)について

我が家の環境大臣事業

) 施策の概要

環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家族のリーダーを「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じて環境家計簿を提供する等、家庭におけるエコライフを支援する。

) 施策の実施状況

ウェブサイト登録は、52,377 世帯（平成 20 年 3 月末）

) 施策の効果・課題・今後の方向性

ウェブサイト登録数は前年度から約 85%増加しており、今後も普及・拡大を継続していくほか、環境家計簿が企業における従業員教育の一環として利用されるケースが増加しており、そうしたニーズにも応えられるよう、ウェブサイトの機能を強化していく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a)、b)について

学校エコ改修と環境教育事業

) 施策の概要

地域社会の中核である学校において、校舎における環境負荷低減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進する。

) 施策の実施状況

平成 19 年度においては、16 校のモデル校で事業を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

最も効果的な措置の組合せは、寒地・暖地といった気候区分や都市・近郊・田園などの立地条件、学校校舎の特徴等によって大きく異なることから、気候区分や立地条件を考慮し、現在採択されていない気候区分の学校において事業を実施しつつ、革新的技術の試行、導入や木造校舎のモデル化等への進化を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a)、b)について

環境教育指導者育成事業

) 施策の概要

学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。

) 施策の実施状況

平成 19 年度においては、全国 7 か所において研修を実施し、307 名の参加を得た。

(人づくり分野)

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、全国における環境教育の指導者は着実に増加している(累積1,413名)。今後とも本研修を継続し、地域の環境リーダーの育成を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
特になし。

調査内容項目 a)、b)について

環境教育・環境学習データベース総合整備事業

) 施策の概要

環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。

) 施策の実施状況

平成19年度においては、ウェブサイトにも月平均42,546の訪問者を得た。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、平成18年度においては、月平均24,596人の訪問者が、平成19年度においては月平均42,546人と訪問者が2倍近くとなり、本ウェブサイトは環境教育・環境学習に関する情報の取得手段として広く利用されている。今後とも本事業を継続し、環境教育・環境学習に関する情報を広く発信する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
特になし。

調査内容項目 a)、b)について

21世紀環境教育AAAプラン推進事業

(発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究)

) 施策の概要

文部科学省と連携し、発達段階(学校段階・学年)に応じた環境教育の「ねらい」(目標)及び環境分野・領域別の学習内容を策定するために必要な調査研究等を行い、その成果を学校現場等に提供する。

) 施策の実施状況

平成20年度に調査研究を実施する。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

学校の教員に対し、「どのような目的を持って」、「どの段階で」、「何を」教えるかを具体的・体系的に示すことで、学校での環境教育が推進されるだけでなく、児童生徒への教育効果も高めることができる。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

「ねらい」等の調査研究の結果を生かして、学校教育のあらゆる過程、場面において、CO2削減を中心とした環境保全のための学び及び実践・行動を学校内及び学校が指定する地域のフィ

ールドで行う「クールアーススクール」事業を展開する。

調査内容項目 a) について

エコインストラクター人材育成事業

i) 施策の概要

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどを育成するため、環境省と各地の自然学校等が連携して共通カリキュラムにより、集合や巡回及び通信による研修に加え、自然学校での実際の業務を通じて知識や技術を習得する約5か月間に渡る実践的な研修を実施。

) 施策の実施状況

平成19年度受講者 79人

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

地域でのエコツーリズムや自然体験活動での就業を促進し、エコツアー等の質の向上につながっている。平成20年度においても本研修を実施し、人材育成を促進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

特になし。

調査内容項目 a) について

自然解説指導者研修

) 施策の概要

自然公園のビジターセンター、自然観察の森、ふるさといきものふれあいの里など、自然解説を実施している公共の施設で、自然解説活動を担当する職員やボランティア並びに国・地方公共団体等の自然ふれあいに関する業務を担当する者を対象に、実習等を中心とした研修を実施。

) 施策の実施状況

・基本研修 入門コースA 平成19年度修了者24人

・基本研修 入門コースB 平成19年度修了者30人

・専科研修 ボランティアコーディネーターコース 平成19年度修了者24人

・専科研修 企画担当者コース 平成19年度修了者28人

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

本研修を通して、より効果的に自然解説を行う技術等を学び自然解説者として技術向上が図られた。平成20年度においても本研修を実施し、技術向上を図る。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

平成20年度においては、これまで受講した者の各施設における役割や各施設における指導者の状況調査やその課題、これら指導者の育成手法等を実施することとしている。

調査内容項目 a) について

国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業

) 施策の概要

「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」(平成18年3月、国

連持続可能な開発のための教育の10年関係省庁連絡会議決定)の初期段階における重点的取組事項であるESDの「地域における実践」を支援し、その取組を全国に普及させるため、環境保全を中心とした課題を入り口とした持続可能な地域づくりに向けた地域課題の解決をテーマとする教育活動(ESD)を行う地域を公募により採択し、各地における実践を通じて、「地域に根ざしたESD」を実施する際に有用な情報をとりまとめるほか、各地方ブロックにおけるESD推進のための自治体、学校、NPO等の継続的な情報交換等の場として、地方ESD推進フォーラムを開催する。

) 施策の実施状況

平成18~19年度においては、公募により選定された全国14地域で事業を実施した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

各地における事業及びESD推進フォーラムの実施により、幅広い関係者の参加を得た。今後も引き続き、各地域及び各ブロックにおけるESDの実践・普及を推進する。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

平成18~20年度までの事業成果をとりまとめ、普及させるとともに、ドイツで開催予定のESD中間年の会議を契機として、全国の各地域におけるESDの実践を更に推進するため「国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業」の拡充予算要求を行う。(予定)

調査内容項目 a)について

持続可能な開発のための教育(ESD)を担うアジア高等教育機関人材育成事業

) 施策の概要

「21世紀環境立国戦略」でアジア環境人材育成イニシアティブとして位置づけられた国際的に活躍する環境人材の育成の具体化を図るため、産学官民連携環境人材育成コンソーシアムを立ち上げ、アジアの環境系大学院間のネットワークを通じたアジア規模で活躍する環境リーダー育成支援、一般学生への環境教育プログラム開発等を通じ、高等教育機関における環境人材の育成を行う。

) 施策の実施状況

平成20年3月に「持続可能なアジアに向けた高等教育における環境人材育成ビジョン」を策定し、今後の方向性を示した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

今後は、ビジョンに基づき、環境人材の育成を進めていく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

産学官民の連携によるコンソーシアムの立ち上げ、アジア規模で活躍する環境リーダーの育成支援、一般学生に対する環境教育プログラムを開発・実証、次世代リーダーの環境保全活動を支援のため予算要求を行う。

調査内容項目 c) について

地球環境パートナーシッププラザの運営

) 施策の概要

持続可能な社会の構築のため、行政・事業者・国民・NPOと行った各主体が相互に協力・連携した自主的積極的取組を行うことが重要であり、環境省では平成8年度に「地球環境パートナーシッププラザ」、「環境パートナーシップオフィス」を設置し、民間活動支援の推進を図っている。

) 施策の実施状況

環境NPO支援及び各主体間のネットワーク構築の促進のため、プラザホームページ、メールマガジン、環境らしんばん等インターネットを活用して幅広く環境情報を全国に発信している。また、政策、企業のCSR、ESDの協働を促す場づくりを行っている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

環境NPOへの支援を行うとともに各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供を行ってきた。ホームページや環境らしんばんへのアクセス、利用者数、メールマガジンの発行回数、読者数は増加しており、セミナー等の開催も充実してきた。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

各地方EPOと連携して事業型環境NPOの立ち上げ支援等地球環境パートナーシッププラザの機能の強化・拡充をしていく。

調査内容項目 c) について

地方環境パートナーシップオフィス(地方EPO)の運営

) 施策の概要

環境政策についての企業、NPOとの意見交換の場づくりや環境保全のための行政、企業、NPOの具体的な協働事業づくりを促すプラットフォームとして全国的に展開するとともに、各地方EPO共通の課題について検討し、EPOのネットワークを活かした活動の展開を図る。

) 施策の実施状況

環境パートナーシップによる取組を全国的に拡大するため、平成16年度より地方環境パートナーシップオフィスの整備を進め、平成19年度までに全国7箇所に設置し、行政、企業、NGO等との間の対話の場づくり、地域での活動の紹介、情報の共有、環境行政についての情報提供・普及を実施している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

地方公共団体や企業がNPOとのパートナーシップによる取組を始めている事例が各地域で出ているなど、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

事業型環境NPOの立ち上げ支援等、各地方環境パートナーシップオフィスの機能の強化・拡充を図っていく。

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	<p>地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性</p> <p>b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性</p>
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>バイオスタウンの推進</p> <p>地域に賦存する未利用のバイオマスをはじめ、環境資源の保全と有効活用及び地域の特性を踏まえた創意工夫あふれる地域づくりのための取組として、農林水産省では以下の取組を実施している。</p> <p>) 施策の概要</p> <p>平成 18 年 3 月に閣議決定した「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、市町村が中心となり広く地域の関係者の連携の下、地域の発意に基づく様々な工夫を凝らしたバイオマスの利活用を推進する「バイオスタウン」の構築を推進する。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成 20 年 7 月末現在、全国約 1,800 市町村のうち、153 市町村がバイオスタウン構想を策定・公表しており、バイオマス・ニッポン総合戦略の目標である 300 地区に向け、予算・税制・法律等の支援を継続的に実施していくこととしている。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>平成 17 年 2 月のバイオスタウン構想第 1 回公表から本年 3 月までのおよそ 3 年間で 24 回の公表を実施、年平均でおよそ 50 の構想が公表されており概ね順調に進展している。ひきつづき、従来どおり市町村規模で可能な市町村の支援を図る一方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性や課題を共有する複数の市町村が協力して取り組むケース ・ 特定のバイオマスを広域から効率的に収集し、活用するケース ・ 都市と農村がお互いの特性や課題を解決するため得意とするバイオマス利活用を分担し実行するケース <p>等、バイオスタウンの新たな形についてのガイドラインを作成し、全国の多様な地域における様々な課題解決に資する施策となるよう検討する必要がある。</p>	

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成 20 年度より「バイオマス利活用加速化事業」を推進し、バイオマスタウンの新たな発展モデルを構築するとともに、バイオマスタウン構想が実現した際の経済的、社会的効果の把握や、バイオマス利活用による環境負荷低減効果の定量化などを実施・検討しているところである。

また、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携による低コストでのバイオ燃料の安定供給に向けた取組を支援する「農林漁業バイオ燃料法」の制定やバイオ燃料製造設備に係る軽減措置の創設を検討する等、バイオマスタウン構築を加速化させる取組を推進する。

調査内容項目 a) について

農山漁村地域力発掘支援モデル事業

) 施策の概要

地域住民や都市住民、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手としてとらえ、これらの協働により、「農山漁村生活空間」を保全・活用するモデル的な取組を直接支援するものである。

) 施策の実施状況

平成 20 年度より実施しており、全国 327 地区をモデル地区として選定したところである。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

施策の実施により、地域住民等の多様な主体による、地域資源を活用した持続可能で活力ある農山漁村づくりのモデルを構築することを目標とする。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求

事業実施期間が平成 20 年度～24 年度であり、引き続き平成 21 年度も予算要求を行っている。

調査内容項目 b) について

農地・水・環境保全向上対策

過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の保安全管理が困難になってきている現状や、環境問題に対する国民の関心が高まってきている状況を踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農林水産省では農地・水・環境保全向上対策を実施している。

) 施策の概要

農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動を実施する地域等を支援するものである。

) 施策の実施状況

農地・水・環境保全向上対策については、平成 19 年度より本格導入され、実施状況としては、平成 20 年 7 月 15 日現在、全国で 1 万 9 千(前年度比 9.7%増)の活動組織が 1 3 5 万 ha(前年度比 16.5%増)の農地を対象に農地・農業用水等の保全を図る共同活動に取り組んでいる。例えば、自治会、消防団、NPO等の地域の多様な主体が参画し、田んぼの生き物調査、水質調査、景観形成活動など、地域の創意工夫を活かした多様な環境資源の保全に資する活動が取り組まれている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

農業者以外の者を含めた多様な主体による地域ぐるみの効果の高い活動と先進的な営農活動がさらに多くの地域で取り込まれるよう、更なる対策の浸透を図るとともに、施策評価に向け、様々な観点から定量的・定性的に本対策の効果を把握するための手法を検討する。

調査内容項目 b)について

環境・生態系保全活動支援調査・実証事業（重点調査事項 の再掲）

) 施策の概要

漁業者が中心となり取り組んでいる藻場・干潟の維持・管理等の環境・生態系保全活動は、漁場環境の保全や漁業生産性の向上のみならず、幅広く国民に利益をもたらす公益的機能を有している。

一方、漁業を取り巻く経営環境の悪化などによる漁業者の減少・高齢化の進展などから、従来、漁業者が果たしてきたこれらの活動の低下が懸念されている状況にある。

このため、これら公益的機能の維持・強化を図り、漁業の存続・発展と多面的機能の維持・増大を促進するため、支援手法や実施体制の確立に必要な調査や実証試験による実効性の検証を行う。

) 施策の実施状況

平成 19 年度については、14 道府県 24 地域において藻場・干潟等の試行的保全活動を行い、支援手法の検討に資する基礎データが収集された。

また、会報の発行やシンポジウムの開催により、普及・啓発に努めた。

) 施策の効果

平成 20 年 5 月に環境・生態系保全活動支援制度検討会が立ち上げられ、本事業で得られたデータ等から、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度の検討が開始された。

) 今後の方向性

平成 20 年度についても、前年と同様に実証試験を実施し、情報を収集するとともに、環境・生態系保全活動支援制度検討会を開催し、漁業者と市民による藻場・干潟等の保全活動への支援制度について、確立を図る。また、新規予算事業として、環境・生態系保全活動支援事業、環境・生態系保全活動支援推進事業を検討中である。

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	<p>地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性</p> <p>b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性</p>
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)、b)について</p> <p>国土交通省では、環境保全の取組及び地域それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組として以下の施策を行っている。</p> <p>水とみどりのネットワーク形成によるうるおいあるまちづくり</p> <p>市町村の緑の基本計画や景観計画に基づく緑地環境整備総合支援事業の推進及び都市水路の再生・創出等の推進による水と緑のネットワーク形成を通じ、うるおいあるまちづくりを支援している。</p> <p>河川管理への住民参加（重点調査事項 の再掲）</p> <p>河川管理者、地方公共体、市民団体等が役割分担を定め、河川美化活動等を協働で実施している。平成18年度においては、711の市民団体が河川敷等の清掃や草刈り等の美化活動を行い、河川管理に参加した。（大臣管理区間）</p> <p>良好な海域環境の保全・再生・創出</p> <p>良好な海域環境を保全・再生・創出するため、港湾整備により発生する浚渫土砂を有効活用した干潟の整備等を推進している。再生された干潟は、潮干狩りに訪れる観光客で賑わうなど地域づくりとしても一定の役割を果たしている。</p> <p>北海道に適した新たなバイオマス資源導入促進事業</p> <p>寒冷な北海道に適し、食料需給に影響しないバイオマス資源(資源作物としてのヤナギ)について、エタノールとしての活用など安定的生産・利活用システムの確立・普及方策に関する調査を行う。本調査を通じて、新たなバイオマス資源の導入促進とともに、地域活性化の役割を果たすことを目指すものである。</p>	

提出府省名	環境省
重点点検分野名	環境保全の人づくり・地域づくりの推進
重点調査事項	環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進める、それぞれの持つ資源や特長をいかした地域づくりのための取組
調査内容項目	<p>地域の資源や資産を活用しつつ、環境負荷の少ない、同時に豊かな社会生活を送ることのできる持続可能な地域づくりを推進する観点から、以下の事項について調査。</p> <p>a) 地域資源を活かした持続可能な地域づくりに向けた施策の現状と経済的手法を含めた具体的実現手法の今後の方向性</p> <p>b) 地域における国、地方自治体、NPO 及び民間企業等の広範な関係者の参加を通じた、多面的な環境資源の保全と有効活用の実施を統合的に進めるための施策の現状と今後の方向性</p>
関係府省(回答府省)	農林水産省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	農林水産省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>低炭素地域づくり面的対策推進事業</p> <p>) 施策の概要</p> <p> 歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向け、風の道等の自然資本の活用や、未利用エネルギーの活用、公共交通の利用促進等の面的な対策を推進するため、CO2削減シミュレーションを通じた実効的なCO2削減計画の策定を支援する。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p> 平成 19 年度は、委託事業及び補助事業を高知市 1 箇所において実施した。</p> <p> 平成 20 年度は、委託事業を全国 25 箇所において実施している。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p> 平成 19 年度の補助事業については、進捗に遅れが見られたものの、20 年度中に稼働予定である。</p> <p> また、平成 19 年度より、委託事業を通じて「低炭素地域づくり計画」の策定を支援しているところであるが、平成 20 年 6 月の地球温暖化対策推進法の改正(都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画において、区域の温室効果ガスの排出抑制等のための施策を定めることを義務づけ)を受け、地域における施策の計画的推進の必要性・重要性が、今後ますます高まっていくものと考えられる。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正等</p> <p> 策定された「低炭素地域づくり計画」の一層の推進を図るため、平成21年度予算概算要求において、計画に基づく事業の実施に対する補助金について、拡充要求を検討しているところ。</p>	

コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業

) 施策の概要

地域において社会的に価値のある事業に対し出資（直接金融）・融資（間接金融）等を行うコミュニティ・ファンド等が、環境面や社会面を適切に評価した上で出資・融資等を行う事業を決定できるよう、コミュニティ・ファンド等に対し、評価手法の検証等を通じた支援を行う。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、間接金融に関するモデル事業を 4 箇所、直接金融に関するモデル事業を 4 箇所、計 8 箇所において実施した。

平成 20 年度は、間接金融・直接金融を組み合わせた形でのモデル事業を全国 5 箇所において実施している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 19 年度より実施しているが、平成 19 年度のモデル事業により、コミュニティ・ファンド等の実態を明らかにするとともに、運営に当たった課題を抽出することができた。これを踏まえて、平成 20 年度は、コミュニティ・ファンド等による市民出資・市民金融といった手法を活用しながら、地域連携を通じて環境コミュニティ・ビジネスを資金的・非資金的に支える仕組みを構築するためのモデル事業を実施しているところ。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

コミュニティ・ファンド等による市民出資・市民金融の仕組みを一層促進するための政策手法について研究・検討するため、平成21年度予算の要求を検討しているところ。

温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業

) 施策の概要

各都道府県ごとに地球温暖化対策に効果的な取組みを一村一品として取り上げ、各地域メディア等と連携して啓発し、地域レベルでの温暖化防止の知恵の環を広げるとともに、全国品評会を通じて、日本全国にそれぞれの取組みを紹介し、温暖化対策の推進を図る。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、ストップ温暖化！「一村一品大作戦」事業を全国 47 箇所で開催した。

平成 20 年度は、同事業を全国 47 箇所において実施している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

平成 21 年度は、同事業を全国 47 箇所において実施する予定。

エコツーリズム総合推進事業

) 施策の概要

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号）の成立を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施する。

) 施策の実施状況

エコツーリズム啓発事業

- ・エコツーリズムフォーラム等の開催
- ・エコツアー総覧の運営

ノウハウ確立事業

- ・web サイトの運営
- ・エコツーリズム大賞
- ・全国セミナーの開催

エコインストラクター人材育成事業（平成 19 年度～平成 21 年度事業）

- ・平成 19 年度 79 人受講

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

- ・国立公園等におけるエコツーリズムの仕組みづくり
- ・世界遺産地域等のエコツーリズム推進
- ・エコツーリズム推進法に基づく協議会を設置する地域への支援（平成 20 年度～）

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

エコツアー総覧アクセス件数は順調に増加しているほか、エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起す観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。

さらに、「エコツーリズム推進法」に基づき政府が定める「エコツーリズム推進基本方針」が平成 20 年 6 月に閣議決定され、適正なエコツーリズムの仕組みを整えてきている。

今後は、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図り、エコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、資源管理のための科学的評価手法に関する調査検討や戦略的広報などさらなる取組が必要である。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

新たに資源管理のための科学的評価手法に関する調査研究や専門家による地域へのアドバイザー派遣等に加え、法に基づき取り組むべき事項を踏まえた平成 21 年度予算概算要求するところ。

調査内容項目 b) について

「循環・共生・参加まちづくり表彰」

) 施策の概要

住民・企業等との協働を図りながら環境の恵み豊かな持続可能なまちづくりに取り組み、特に顕著な実績をあげている市町村等を、環境大臣が表彰する。この表彰は地域に根ざした活動を一層推進する上での励みとなるとともに、他市町村等の取組に役立つ模範を広く示すことを目的としている。

(地域づくり分野)

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、全国 7 自治体を表彰した。

平成 20 年度は、8 月に表彰対象団体の推薦を募集開始。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 2 年度より「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」として実施してきた表彰制度を、平成 15 年度に現在の名称に変更したものである。昨年度までに受賞した団体は合計 100 団体を超えるなど、地域での環境保全の取組は着実な進捗をみせている。

一方、表彰への推薦件数は年々減少傾向にあることから、今後は、表彰団体の P R やフォローアップ方策を含め、より一層の推進を図るべく改善を検討する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

地域における環境への取組の一層の推進を図るため、平成 21 年度予算概算要求において、これまでの表彰団体をフォローアップするための拡充要求を検討しているところ。

環境と経済の好循環のまちモデル事業

) 施策の概要

地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、環境保全活動を通じた地域コミュニティの再生・創生を行うとともに、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をバネにしたまちおこしのモデルを創る。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、平成 17 年度選定地域を始め、全国 13 地域の事業を支援した。

平成 20 年度は、平成 18 年度選定地域 1 地域における事業を支援している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 16 年度より実施しているが、地域における温暖化対策をはじめとした環境保全の取組については着実に進展していることに伴い、モデル地域数は 20 地域を超え、その一部については、「ストップ温暖化『一村一品』大作戦」で表彰を受けるなど、一定の役割を果たしつつある。このため、今後は、全国のモデル事業として各地域での取組を積極的に広報するなど、波及効果についてより一層の推進を図るべく改善を検討する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

本事業については、平成 20 年度でハード整備は終了。今後は、効果測定や広報を中心に実施する。

地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業

) 施策の概要

地域における産学官連携による環境技術開発の基盤整備を図るため、モデル地域において、地域における環境技術開発人材ネットワークの形成、地域の資源をいかした産学官連携による地域環境問題の解決と地場産業をいかした環境技術開発、成果の全国への普及を行う。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、モデル事業を全国 4 箇所、成果普及のためのワークショップを全国 2 箇所にお

いて実施した。

平成 20 年度は、モデル事業を全国 4 箇所、成果普及のためのワークショップを全国 3 箇所（予定）において実施している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 19 年度より実施しており、モデル地域における地方環境研究所を中心とした技術開発を着実に進展している。その中で得られた産学官連携のノウハウ、成果をモデル地域以外の地域にも普及するためにワークショップを開催しており、平成 19 年度は大阪府及び川崎市において、いずれも 100 名以上の参加者があった。引き続き、モデル地域における技術開発を実施するとともに、ワークショップの開催数も限られることから、マニュアルを取りまとめ、全国のちほう環境研究所へ情報提供していくこととしている。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

地域における産学官連携の取組みの一層の推進を図るため平成 21 年度予算概算要求において引き続き要求していくこととしている。

街区まるごとCO2 20%削減事業

) 施策の概要

大規模宅地開発の機会をとらえて、複数の主体が協調し、二酸化炭素排出量の大幅な削減が見込める対策をエリア全体で導入し、街区等をまるごと省CO2化する面的対策を行い、エリア全体での二酸化炭素排出量を20%以上削減する。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、街区まるごと CO2 20%削減事業を全国 3 箇所、埼玉県越谷市の越谷レイクタウン等において実施した。

平成 20 年度は、事業を全国 6 箇所において実施している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策は平成 18 年度より実施しており、目的となるモデル街区の形成については着実に進展しており、また各事業効果の評価検証についても、モデル街区の設計段階及び設備稼働段階における評価を行っているところである。平成 18 年度から実施している 3 街区については、今年度完成することから、今後は設備利用段階の評価を行い、街区形成の各段階における普遍性のあるデータを収集し、それを広く提供・周知していくため、事業のより一層の推進を図る必要がある。

また、平成 20 年度より新たに 3 街区における取組が始まったところである。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

来年度も継続して行う 3 街区に新規提案を加えて、街区まるごと CO2 20%削減事業の一層の推進を図るため、平成 21 年度予算についても継続的に要求を検討しているところ。

SATOYAMAイニシアティブ推進事業

) 施策の概要

未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定を進め、バイオマスや環境教育など地域の資源の新

たな利活用、希少種の保護などへの多様な主体の参加促進を通じ、地域の自律的な取組が進む仕組みを再構築する。

また、自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させて活用することを「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、ホームページ「里なび」を開設し、里地里山でのボランティアを希望する一般住民等に対し、里地里山の専門家、各地で活動している団体の情報を発信するとともに、都市住民等を対象にしたシンポジウムを 2 回（東京、京都）研修会を全国 10 地域で開催した。

平成 20 年度は、平成 19 年度の取組に加え、生物多様性、景観、文化、資源利用等多様な観点から、国土全体の中で将来にわたり引き継ぎたい重要里地里山を選定するとともに、里地里山の新たな利活用方策等を検討する予定。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

重要里地里山は他の地域のモデルとなるものであることから、重要里地里山についての情報発信を強化していくとともに、地域の取り組みの継続・促進を図るための支援を行う必要がある。

また、本年 5 月に神戸で開催された G 8 環境大臣会合で採択された「生物多様性のための行動の呼びかけ」では、SATOYAMA イニシアティブを国際的に推進していくことが合意され、生物多様性条約 COP9 では、環境大臣が SATOYAMA イニシアティブの促進を国際社会に表明したところであり、この取組を早急かつ強力に推進して国際社会に根付かせ、世界全体にわたる自然共生社会の構築に貢献していく必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

重要里地里山への支援策を講じるとともに、SATOYAMA イニシアティブの更なる推進を図るため、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然資源管理のモデルの検討・構築、国際的な枠組みの構築、自然資源管理についての情報を発信するポータルサイトの整備等を実施するため、平成 21 年度予算概算要求において SATOYAMA イニシアティブ推進事業の拡充要求等を検討しているところ。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>高等教育機関等による化学物質の管理の改善の促進を図るため、文部科学省では以下の施策を進めている。</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の着実な施行</p> <p>）施策の概要</p> <p>高等教育機関及び自然科学研究所が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づき届出を行った対象化学物質の一定量以上の排出量、移動量等について、毎年度事業者からの届出を集計し、公表するものである。さらに、報告の届出義務を負うことの周知徹底を図ることにより、化管法の着実な定着と各機関における化学物質の管理の改善・強化を目指している。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>化管法は平成 1 1 年度に制定され、平成 1 4 年度より事業者からの届出が開始された。平成 1 9 年度においては、文部科学省所管となる高等教育機関及び自然科学研究所から 1 1 9 件の届出が行われているところである。また、届出がなされたデータについては、文部科学大臣より環境大臣および経済産業大臣へ報告を行っている。</p> <p>さらに、文部科学省においては、環境省及び経済産業省作成の P R T R を周知させることを目的としたパンフレットを平成 1 8 年度には全国の国立大学法人、私立大学、公立大学宛に 1 部ずつ配付し、平成 1 9 年度には国立大学法人へ 1 部ずつ配付し、各機関における化管法に基づく化学物質の管理の徹底と法令に基づく報告を怠らないよう周知徹底を行った。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>当該施策の実施により、高等教育機関及び自然科学研究所における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後は、各機関における化管法の趣旨に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告義務が果たされるよう、引き続き広報的手段により周知徹底を図る必要がある。</p>	

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>) 施策の概要</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき、PRTR データを集計・公表することにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目指す。</p> <p>) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)</p> <p>化管法に基づく事業者による PRTR データの届出はこれまで 6 回行われており、本年 3 月には平成 18 年度の PRTR データを公表した。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>制度が開始された平成 13 年度と比べると届出排出量は減少しており、PRTR 制度に基づく自主的な管理の改善が促されていると考えられる。</p> <p>化管法の施行 7 年後の見直しとして、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、PRTR 制度等について検討が行われ、平成 19 年 8 月に中間とりまとめが公表された。当該中間とりまとめにおいて、化学物質の製造等の動向や新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、化管法の対象物質の見直しを実施するべきであるとされた。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正等</p> <p>平成 19 年 10 月から、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同会合において、化管法対象物質見直しに係る検討が 4 回にわたって行われ、平成 20 年 6 月に合同会合としての報告をとりまとめた。これを基に、薬事・食品衛生審議会として、平成 20 年 7 月に答申を行ったところ。今後検討結果に基づき政令を改正する予定。</p> <p>(2) 総括的な分析等</p> <p>PRTR 制度については、着実に定着してきているところであり、引き続き適切な運用を図ることとする。</p>	

調査内容項目 b)について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

リスクコミュニケーションを推進するため、化学物質に関する安全性情報について公開のデータベースで発信するとともに、化学物質の安全性等に係る研究の成果を一般に対して紹介するためのシンポジウムを開催している。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度中心)

国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)において得られた情報を発信するためのデータベース(通称 : J-CHECK) を構築し本年 5 月に公開するとともに、PRTR 集計情報を公表するため平成 14 年度に作成した web ページに、平成 18 年度の情報を追加した。また、化学物質の健康影響評価等に関する研究事業の成果を一般向けに紹介するためのシンポジウムを例年開催してきており、平成 19 年度においても 2 回開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、リスクコミュニケーションを行う上で必要な化学物質の安全性情報をより積極的に発信することができるようになり、また、化学物質の安全性等にかかる国民の理解を促進することができた。化学物質の適正管理を進める上で、リスクコミュニケーションは重要であることから、引き続きデータベースの拡充や改良を行うとともに、シンポジウムについても開催していく。

(2) 総括的な分析等

国民の化学物質に対する理解を促進するとともに不安を取り除き、そして、より適切な化学物質管理を推進するため、引き続きリスクコミュニケーションに関する取組を進めることが重要。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a)について</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の着実な施行</p> <p>) 施策の概要</p> <p>農林水産省においては、食料品製造業・農薬製造業等(以下「事業者」という。)が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき届出を行った対象化学物質の一定量以上の排出量、移動量について、毎年度事業者からの届出を集計し、公表するものである。さらに、報告の届出義務を負うことの周知徹底を図ることにより、化管法の着実な定着と事業者における化学物質の管理の改善強化を目指している。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>化管法は平成 1 1 年度に制定され、平成 1 4 年度より事業者からの届出が開始された。平成 1 9 年度においては、農林水産省関連業種の 5 2 8 件については、農林水産大臣から環境省及び経済産業省へ報告を行っている。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性</p> <p>当該施策の実施により、事業者における化管法の浸透、理解は進んでおり、今後についても事業者における化管法に対する理解、浸透を図り、法令に基づく報告が確実に実施されるよう、引き続き周知徹底を図る必要がある。</p> <p>調査内容項目 b)について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>農薬に関する様々な情報をホームページ(「農薬コーナー」)を通じて発信するとともに、農薬の登録制度の仕組み等を国民に対して紹介するための意見交換会を開催し、農薬に関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>農薬をテーマとした意見交換会については、全国レベルでこれまでに 1 0 3 回開催し、活発な議</p>	

論が行われてきたところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

国民全体の農薬に関する正しい知識の普及や理解の浸透を図るためには、消費者、生産者等に農薬に関する制度等を説明するのではなく、施策の見直し等を行う過程に、こうした関係者(ステークホルダー)の意見、要望も聞きつつ、こうした意見等を踏まえ、制度を構築する取組を行うことが、必要不可欠と考える。このような観点から、農林水産省では、農薬登録制度の改善等の方向性について、各分野の有識者からの意見を聴取し、議論いただくことを目的として、昨年12月より「農薬登録制度に関する懇談会」を開催している。この懇談会には、学識経験者や製造・販売者に加え、消費者や生産者の方にも有識者として参画いただいているところであり、今後とも開催を重ねつつ、議論された内容を制度の改善へ反映させていく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>化学物質は暮らしや産業の様々な製品や工程で用いられており、我々の生活に不可欠なものとなっている。しかし、これらの化学物質が事業活動を通じて大気や水などの環境に排出された場合、人の環境や環境中の生物に影響を及ぼすおそれがあるため、化学物質の適切な管理が行われる必要がある。そのため、経済産業省では、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）に基づいて以下の施策を進めている。</p> <p>）施策の概要</p> <p>化管法に基づく、化学物質排出・移動量届出制度（PRTR制度）を引き続き円滑に運用し、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の支障を未然に防止することにより、我が国の化学物質総合管理を推進することを目的とする。</p> <p>）施策の実施状況</p> <p>化管法は平成11年度に公布され、平成13年度から同法に基づくPRTR制度が施行されており、事業者が、より適切に排出量を把握するために排出量等算出マニュアルを作成・公表するとともに、PRTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行った。また、これまで6回にわたり、PRTRデータの公表を行っており、平成20年2月22日には平成18年度PRTRデータの公表を行った。</p> <p>）施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>平成18年度PRTRデータは全国で40,980事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が245千トン、移動量が225千トン、排出量と移動量の合計は471千トンであった。また、国が推計を行った届出外対象外の排出量については全国の合計で315千トンであった。PRTR制度は着実に定着してきており、届出排出量は平成13年度と平成18年度を比較すると約22%減少し、化管法の制定が事業者の自主管理を進展させ、対象化学物質による環境負荷を低減させるという意味で、一定の効果を生んでいる。</p> <p>また、産業構造審議会と中央環境審議会による化管法見直し合同会合を設置し、平成19年2月</p>	

から6回にわたり審議を行い、平成19年8月に中間取りまとめを行った。中間とりまとめにおいては、P R T R制度は着実に定着し、同法の対象化学物質による環境負荷を低減させるという一定の効果を生んできたとの評価を受けた。また、その一方で、対象物質、対象事業者、届出事項の見直し、P R T Rデータの多面的利用の促進等の制度の見直しと運用改善に向けた指摘がなされた。これを受け、法令の改正等を検討し、以下の必要な措置を講じていく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

平成19年10月から化学物質審議会、薬事・食品衛生審議会及び中央環境審議会による対象物質見直し合同会合を開催し、対象物質の見直し作業を行い、平成20年6月に取りまとめを行った。この結果踏まえ、政令改正作業を行っている。

なお、今後とも必要に応じて対象物質の見直しを実施していく予定である。また、その際にはG H S (国連主導の化学品の分類調和システム) との整合性を考慮することとしている。

対象事業者への医療業の追加について検討を行い、化学物質の使用実態の調査結果等を踏まえ、政令改正作業を行っている。

個別事業所ごとのP R T Rデータについて現在の開示請求方式を改め、ホームページによる地図情報等を活用した国による公表方式に変更するため、法改正等を検討する。

P R T R制度に基づく届出事項に、移動先の下水道終末処理施設名及び廃棄物の移動先での処理方法を追加するため、届出様式の変更を行う。

事業者が排出量等を把握する際に参考となっている「P R T R排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応した改訂を行う。

国が行っている届出外の排出量推計について対象物質見直しに対応した改善を行う。

P R T R制度に基づく適切な届出の励行を促すため、地方公共団体との協力の下、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、P R T R目安箱の設置等による情報収集等や悪質な未届出事業者への厳正な対処等を行う。

調査内容項目 b) について

リスクコミュニケーションとは、安全で安心な社会生活を実現するために、すべての関係者の間で化学物質のリスクに関する正しい情報を共有し、リスクを認識することである。このため、化学物質の有害性や暴露情報、さらにはこれらの情報を評価する技術の整備・体系化を進め、一般市民、事業者、行政の間で科学的知見に基づいた正確かつ迅速なリスクコミュニケーションを促進するため、経済産業省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

化学物質の有害性や暴露等に関する情報の収集やリスク評価ツール等の開発を行い、化学物質のリスクに関する情報基盤を整備するとともに、これらの普及活動を進めている。

) 施策の実施状況

平成19年度は、化管法に基づくP R T R制度及びM S D S制度、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを全国7カ所で開催した。また、化学物質のリスク評価のためのガイドブックの作成・配布を行った。さらに、リスクコミュニケーションツールとして利用可能な、事業所等から大気へ排出され

る化学物質の発生源近傍の濃度を予測するモデルである低煙源工場拡散モデル(METILIS)の操作性を向上させるための改良を行い、全国4カ所で計7回の講習会を実施する等リスク評価ツールの開発・普及を行った。これらの活動を通して、リスクコミュニケーションに活用できる情報を提供した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

更なるリスクコミュニケーションの一層の推進を図るためには情報の共有化が不可欠であり、今後は、化学物質の安全性情報等の収集と発信システムの構築、化学物質のリスク評価及びその結果の公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備を行うことを検討していく。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>) 施策の概要</p> <p>PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は化学物質排出把握管理促進法¹ (以下「化管法」という。)により定められた人の健康や生態系に有害なおそれのある第1種指定化学物質について、事業者から環境への排出量及び事業所以外への移動量を、事業者自ら把握し国へ届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量及び移動量を集計し公表する制度であり、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とするものである。</p> <p>1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年七月十三日法律第八十六号)</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成11年に化管法が公布され、PRTR制度が導入された。これまで、毎年PRTR制度を実施し、最新のデータ(平成18年度)では、全国から、約4万1千件の届出があった。国土交通省所管の業種(自動車整備業、倉庫業、造船業、鉄道業、下水道業)からの届出は約5400件の届出があった。</p> <p>) 施策の効果</p> <p>平成16年度～18年度での届出実績ではいずれも4万件を超える実績があり、また、国土交通省所管の業種からも5千件～6千件の届出があった。また、化管法見直し合同会合中間とりまとめ²において報告されている様に様々な関係者(国、自治体、事業者、NGO・市民団体等)の間でPRTRデータの利用が進展しており制度として定着しているといえる。</p> <p>2 中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合 中間とりまとめ</p> <p>) 課題・今後の方向性等</p> <p>課題と今後の方向性については、先述の中間とりまとめの中で、「対象物質の見直し」、「対象業種の見直し」、「対象事業者の要件の見直し」、「届出事項の見直し」などが課題として挙げられている。この中で国土交通省が特に関与する部分として、「対象業種の見直し」、「届出事項の</p>	

見直し」があり、これらの課題について今後の方向性を次に示す。

対象業種の見直し

国が実施している届出外排出量の推計結果のうち、対象業種以外の業種からの排出に関しては、国土交通省所管の建設業からの排出量が大きな割合を占めている。しかし、建設業については、施工現場が比較的短期間で移動したり、施工期間が長期に亘る場合でも、実際に化学物質を使用する期間は限られていることから、定点からの定常的な排出量の把握が難しい。したがって、建設業の対象業種への指定については、上記特性を踏まえて検討する必要がある。

届出事項の見直し

本制度では、移動量に関して、下水道への移動量及び廃棄物としての移動量をそれぞれ届け出なければならないが、化学物質の環境リスクの一層の把握のためには、移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても推計等により把握することが重要である。

このため、現在得られているデータの他に移動先の下水道終末処理施設名、廃棄物の移動先での処理方法が必要となるので今後はこれらを記載事項に加える必要がある。

調査内容項目 b)について

まず、国土交通省所管の業種におけるリスクコミュニケーションの推進に係る取組の進捗状況を正確に把握するとともに、政府全体のリスクコミュニケーションの推進についての取組方針の動向も踏まえながら適切かつ必要な対応をして参りたい。

また、リスクコミュニケーションが具体的に必要となった事例としては、昨年度、下流に水道水源のある河川において、化学物質が指針値を大幅に超えて検出され、調査の結果、下水道に接続する事業場から流出した化学物質が下水処理場から河川に流出していたという事案が発生するなど、水質リスク全般に対して、関係部局および機関が連携して対応しなければならない状況があった。

このような水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応していくためには、関係部局および機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表などを行う必要がある。今後、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討し、ガイドラインとしてとりまとめて行く予定である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	環境省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進
調査内容項目	<p>化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) PRTR 制度の運用状況と課題</p> <p>b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況</p>
関係府省(回答府省)	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>平成 8 年の OECD 勧告等の国際的動向を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>PRTR データの集計・公表及び活用</p> <p>) 施策の概要</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図ることを目指すものである。</p> <p>) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)</p> <p>化管法は平成 11 年度に公布され、平成 13 年度より同法に基づく PRTR 制度が施行されており、これまでに 6 回にわたり、事業者による PRTR データの届出と、国による届出結果の集計、届出対象外の排出源(届出対象外の事業者、家庭、自動車等)からの排出量の推計及び公表を行なった。</p> <p>平成 20 年 2 月 22 日には平成 18 年度の PRTR データを公表しており、届出のあった排出量については、全国・全事業所・全物質の合計で約 24 万 5 千トンと、前年度(25 万 9 千トン)と比較して減少した。また、届出のあった移動量については合計で約 22 万 5 千トンと、前年度(22 万 9 千トン)と比較して減少した。さらに、国が推計した届出外の排出量も合計で約 31 万 5 千トンと、前年度(34 万 7 千トン)と比較して減少した。一方、届出事業所数は全国で 40,980 事業所と、前年度(40,795 事業所)と比較して約 200 増加している。PRTR データの集計・公表を始めた平成 13 年度と比べると、届出排出量は総計で 6 万 7 千トン、率にして約 22%減少しており、PRTR 制度は着実に定着が図られてきていると考えられる。</p> <p>また、化管法の施行 7 年後(平成 19 年 3 月)の見直しとして、平成 19 年 2 月から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、PRTR 制度、MSDS 制度、事業者による化学物質の自主的な管理の改善等の要素ごとに、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討を行い、平成 19 年 8</p>	

月に中間とりまとめを公表した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

中間とりまとめにおいては、PRTR 制度が着実に定着し、対象物質による環境負荷を低減させる一定の効果を生んできたと評価する一方、対象物質・対象事業者・届出事項の見直しや、PRTR データの多面的利用の促進等、制度の見直しと運用の改善に向けて指摘がなされており、これらを踏まえ、法（政省令事項を含む）の改正事項等を検討し、必要な措置を講じていく必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

個別事業所ごとの PRTR データについて、現在の開示請求方式を改め、インターネット地図等を活用した国によるわかりやすい公表方式に変更するため、化管法の改正等を検討する。また、簡易な濃度試算のためのツールをホームページ上で提供する。

平成 19 年 10 月から、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会、中央環境審議会の合同会合において、化管法対象物質見直しにかかる検討を開始しており、平成 20 年 7 月に答申されたところ。この結果を踏まえ、速やかに化管法政令を改正する。

PRTR 制度の対象業種について、医療業全体を対象業種に追加することについて、化学物質の使用実態の調査結果等を踏まえて検討する。

PRTR の届出事項に、移動先の下水処理場名及び廃棄物の移動先での処理方法を加えるため、所要の改正を行う。

事業者が排出量等を把握する際の参考資料である「PRTR 排出量等算出マニュアル」及び「電子版 PRTR 排出量等算出システム」について、対象物質の見直しに対応した内容に更新するとともに、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、必要なガイダンスの追加等を行う。

国が推計している届出外排出量について、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、現在推計対象になっていない排出源のうち、特に下水道処理施設及び廃棄物処理施設からの対象物質の排出量の推計方法を検討し、届出外排出量の推計・公表に追加する。

一部に未届出事業者等が存在することから、地方公共団体との協力の下、引き続き制度の周知・啓発に努めるとともに、PRTR 目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行う。

(2) 総括的な分析等

化管法については、化管法見直し合同会合中間とりまとめにおいて、施行状況の評価、課題の整理等が行われており、この中で PRTR 制度については、着実に定着していると評価される一方、制度の見直しと運用の改善に向けて指摘がなされている。これを踏まえ、引き続き PRTR データの有効活用等を推進するとともに、PRTR 制度の見直し及び円滑な運用を推進する。

調査内容項目 b) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

化学物質は、私たちの生活を豊かにする一方で、環境を経由して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ（環境リスク）があり、環境リスクに対する国民の不安も大きいという状況を踏まえ、環境リスクに関する情報に対する国民の理解と信頼を向上させ、化学物質の有害性や製造、使用、排出等の情報が、最大限入手可能なものとなり、第三者による情報の評価や双方向のリスクコミュニケーション

ンが行われるよう、環境省では以下の施策を進めている。

) 施策の概要

国民の化学物質に対する不安の解消に向けて化学物質対策をより身近にするとともに、市民、産業及び行政等の社会全体による化学物質の環境リスク削減の取組を進めるため、分かりやすい資料の作成・提供や理解を助ける手引きや学習関連資料の作成といった「情報」の整備、「対話」に資する人材育成や化学物質関連情報に関する簡易応答システムの開発・整備を通じて、リスクコミュニケーションを推進する。

) 施策の実施状況

平成 19 年度は、専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく簡潔にした「化学物質ファクトシート-2006 年度版-」、子どもにも理解できる「かんたん化学物質ガイド 殺虫剤と化学物質」などの分かりやすい資料の作成、公表を行ったほか、化学物質とその環境リスクに関する専門的な知識を有していない市民でも環境省のホームページにアクセスした場合に簡易かつ的確に応答できるよう「かんたん化学物質ガイド 洗剤と化学物質」E-ラーニング版、「かんたん化学物質ガイド 殺虫剤と化学物質」E-ラーニング版の作成、公表を行った。さらに、身近な化学物質に関する疑問に対してアドバイス等を行う「化学物質アドバイザー」の定期的な研修と様々な場への派遣等を実施するとともに、行政、産業、国民の代表による対話の場として「化学物質と環境円卓会議」を定期的で開催した。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

「化学物質ファクトシート」及び「かんたん化学物質ガイド」、「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。また、「化学物質と環境円卓会議」についてはより多くの国民に参加の機会を提供することが課題であり、今後も地方開催を継続的に行っていく。そのほか、成果物の普及に係る広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

(2) 総括的な分析等

化管法の見直しにおけるリスクコミュニケーションに関する議論等も踏まえ、国民の化学物質に対する不安の解消等に向け、引き続き化学物質のリスクコミュニケーションを推進することが必要。

提出府省名	内閣府
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査項目 a) ~ c) について内閣府では総合科学技術会議において、環境プロジェクトチーム(環境PT)が分野別推進戦略の戦略重点課題の一つとして、各省施策のフォローアップを行っている。さらに平成19年度より環境PTにおいて連携施策群として国際的な観点に立った化学物質管理の取組に係る施策を含めた各省化学物質関連施策の連携強化を図っている。以下に概要と実施状況を示す。</p> <p>【概要】</p> <p>総合科学技術会議は、平成18年3月に第3期科学技術基本計画の下、政策課題対応型研究開発を対象とした、政府研究開発投資の戦略及び研究開発の推進方策を策定し、分野別推進戦略プロジェクトチーム(PT)を基本政策専門調査会の下に設けた。環境PTは重点課題の一つとして化学物質リスク・安全管理研究領域を設定し、特に重点投資が必要な課題として、「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を戦略重点課題の一つとした。</p> <p>さらに、平成19年度より3年間の予定で、環境PTでは連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を実施している。本連携施策群は、1) 各省の連携を図りつつ戦略重点科学技術を中心に化学物質のリスク評価・管理手法の研究開発を促進すること、2) 化学物質リスク安全管理研究と3R技術研究の連携を図り、ライフサイクル全体でのリスク評価の推進を検討すること、3) 研究開発の成果を、国際的な化学物質の安全管理に役立てる方策を探ることにより、総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用を図っていくこととしている。</p> <p>連携施策群の目標として、1) 化学物質の有害性データと曝露データを充分に取得し、化学物質のライフサイクル全体でのリスク評価を実現する、2) 資源を有効活用しつつ、化学物質のトータルリ</p>	

スクを最小にする社会システムの形成に役立つ適正管理手法の研究開発を推進する、3) 化学物質による問題を未然に防ぐ国際基準の策定や規制の枠組づくりに積極的に国際貢献する研究開発を推進する、ことに取り組んでいる。

【実施状況】

各省の施策につき、連携施策群会合、タスクフォース会合を通じて各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図っている。また、SAICM に沿った施策を含めた各省化学物質関連施策について、環境 PT でフォローアップを行っている。

【今後の方向性】

本年度についても、連携群会合、タスクフォース会合を通じて各省担当者および関係独法、大学、民間との連携強化を図り、環境 PT でフォローアップを行う予定である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	外務省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>(1) UNEP傘下にあるPOPs条約、PIC条約及びバーゼル条約は何れも、対象物質及び規制方法に相違はあるものの、有害な化学物質及び廃棄物を規制して環境汚染を未然に防止するとの共通の目的を持っており、3条約の扱う実質的内容に関する相似性及び相違性に着目したことから協力体制(シナジー)強化の必要性が生じ、同3条約の協力・調整に関するアドホックワーキンググループが2007年3月より3度開催された。</p> <p>(2) 我が国(外務省)もPIC条約からのアジア地域代表の内の1カ国として同ワーキンググループに参加し、各条約のマンデートの下での効率的な国際的な化学物質管理の促進に向けた国際協働作業、途上国への技術支援の取組等についての議論に貢献した。同ワーキンググループにおいては、技術分野、行政分野等各種分野において如何なる協働作業が行い得るか等、今後の作業の方向性について参加各国の合意が得られ、右合意をもとに、各条約の締約国会合へ提出する決議案が作成された。</p> <p>(3) 具体的な行動内容については、各条約の締約国会合(2008年10月(PIC条約)、2009年5月(POPs条約))及び第11回UNEP管理理事会特別会合/グローバル閣僚級環境フォーラム(2010年2月)等において検討していく予定。</p>	

提出府省名	文部科学省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>文部科学省においては平成14年度より「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」を実施している。</p> <p>) 施策の概要</p> <p>化学物質管理の取組について、化学物質の環境リスクの低減に資するため、一般・産業廃棄物・バイオマスの再資源化に関するプロセス技術開発、影響安全性評価、物流を含む社会システムの設計に関する委託事業を実施した。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成15年度から平成19年度まで、「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」として、実証プラントを構築し、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化に関するプロセス技術開発を行うとともに、その実用化・普及を目指し、実証プラントから排出される可能性のある有害化学物質等の暴露影響評価・安全性評価や社会システム設計に関する研究開発を産学官の連携協力により実施し、そのプロトタイプ開発を行った。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>当該施策については、平成15年度から5年間の研究開発プロジェクトとして実施し、プロトタイプを開発し、今後、地方自治体等が中・長期的観点から廃棄物やバイオマスを活用するための計画を策定する際に利用が可能な化学物質のリスクを低減した処理システムのモデルの開発を行ったが、さらに、このプロジェクトの成果を公開し、その成果の普及を図る必要がある。</p>	

提出府省名	厚生労働省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>SAICMの内容を踏まえた化学物質管理の取組を推進する観点から、厚生労働省においては主に以下の施策を進めている。</p> <p>化学物質の安全性の評価と適切な規制の実施</p> <p>) 施策の概要</p> <p>化学物質による環境の汚染を防止するため、これまで製造・輸入されたことがない新規の化学物質については、その安全性を事業者から提出された試験結果に基づき事前に審査し、また既存の化学物質についても、国による安全性情報点検等に基づいた審査を行い、それぞれの有害性の程度に応じて製造・輸入等に関し必要な規制を行っている。また、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)を実施している。</p> <p>) 施策の実施状況(平成19年度中心)</p> <p>当省においては、人健康への影響の評価を主に担当しているが、平成19年度においては、事実上製造・輸入が禁止される化学物質として1物質、人への長期毒性の疑いを有する化学物質として50物質を告示した。また、国による安全性情報点検として、人健康影響の初期評価に必要な試験項目に関し13物質について終了した。また、Japanチャレンジプログラムについては、プログラム推進委員会の開催やwebサイト等を通じた情報の発信等を通じ、一層の推進を図った。</p>	

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、新規の化学物質の安全性を事前に評価し、また、既存の化学物質についても、官民が連携を取りながら安全性情報を収集するなど、SAICM の内容を踏まえた化学物質管理を実施してきているが、既存の化学物質についてはまだ安全性情報が収集されていないものが数多く残されており、SAICM の目標である「2020 年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されること」(WSSD2020 年目標) の実現のためには、リスクベースの化学物質管理の導入等、あらたな化学物質管理のあり方を導入する必要がある。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

WSSD2020 年目標を念頭においた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。) の今後の在り方について、現在、厚生科学審議会等において検討が進められているところである。

小児などの脆弱な集団に対する化学物質の影響の解明に関する研究の推進

) 施策の概要

小児など化学物質の暴露に対して脆弱な集団について、生体の恒常性維持メカニズム等に着眼したこの集団に特有な有害性発現メカニズムの解明やこれら脆弱な集団においても有害性を検出することが可能な新規の評価手法の開発、さらに脆弱群を調査対象とした疫学調査に関する研究事業を推進する。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

厚生労働科学研究費補助金化学物質リスク研究事業において、目的に合致する研究事業を採択してきており、平成 19 年度においても、関係する課題を採択している。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、小児などの脆弱な集団に対する化学物質の影響の解明に向けた基礎的な知見が集積されてきているところであるが、行政上の施策に具体的に反映するためにはさらに成果を得る必要があることから、引き続き、研究を実施する必要がある。

(2) 総括的な分析等

SAICM に沿った化学物質管理の取組を引き続き推進することが重要である。

調査内容項目 b) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

経済協力開発機構(OECD)における化学物質にかかるプログラムや国連において進められている危険物の表示の統一にかかる取組(GHS)に協力等することにより、国際協調に基づく化学物質管理を推進する。

) 施策の実施状況(平成 19 年度中心)

高生産量化学物質点検プログラム(HPV プログラム)等の OECD における化学物質に関する各種プログラム等に参加してきており、平成 19 年度においても HPV プログラムの評価会合に、我が国からも評価文書を提出するとともに、各国からの提出物質の評価に貢献した。なお、HPV プログラムで評価された安全性情報については、化審法の審査にも積極的に活用され、必要な規制が行わ

れている。また、Japan チャレンジプログラムにおける情報収集については、OECD HPV プログラムや米国の取組における対象物質との重複を排除し実施してきており、平成 19 年度においては、互いのプログラムの効率性を改善することを目的として、Japan チャレンジと OECD HPV プログラムとのシナジー分析に協力した。GHS については、最新の情報を収集するとともに、GHS の普及・推進のための取組を実施したところ。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

当該施策の実施により、国際協調に基づく効率的な化学物質管理が進められてきているが、国際動向等を踏まえた迅速な化学物質対策を実施するためには、国際的に得られている情報をより積極的に入手し活用する必要がある。

) 課題を踏まえた新規・拡充予算要求等

検討中。

(2) 総括的な分析等

化学物質は様々な国で製造され、そして輸出入されることから、国際協調に基づく効率的な化学物質管理は今後更に求められると考えられることから、引き続き取り組むことが重要である。

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

OECD において作成されているテストガイドライン (TG) の作成に協力する。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度中心)

厚生労働科学研究費補助金化学物質リスク研究事業において必要な研究を採択するとともに、TG の改訂やそれに伴うバリデーションに協力した。例えば、コメットアッセイ (変異原性試験) の改訂ならびに統一を図る作業に協力し、SPSF (Standard Project Submission Form) の提案を行った。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

TG は試験データの国際的な相互受け入れに重要な役割を果たすものであり、本施策の効果は大きい。TG の修正や新規提案については継続的に行われるものであり、引き続き当省として重要な TG については積極的な貢献ができるよう施策を充実させることが重要である。

) 課題を踏まえた新規・拡充予算要求等

検討中。

(2) 総括的な分析等

当省の施策等によって得られた経験や技術を踏まえ、引き続き積極的な情報発信や、国際共同作業に貢献することが重要である。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	農林水産省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
調査内容項目 a)について	<p>農薬については、病虫害防除において必要な農業資材であるが、その品質及び誤使用によっては、人畜及び環境に悪影響をおよぼすおそれがあることを踏まえ、農薬取締法に基づく以下のような施策を通じ、適切に管理が行われるよう取組を推進中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬登録制度に基づき、人畜及び環境に対して、その安全性が確保される場合のみ登録され、製造、輸入、販売及び使用できることとしている。 ・作物残留、土壌残留、水質汚濁性及び水産動植物に対して農薬登録保留基準を設け、本基準を超過した場合には、当該農薬の登録は保留される。 ・農薬登録保留基準を超えるおそれのある農薬及びPOPs条約において、その製造及び使用が禁止又は制限されている農薬については、省令において当該農薬の販売を禁止。 ・広範囲の地域においてまとめて使用された場合に、人畜又は水産動植物に被害をおよぼすおそれがある場合、水質汚濁性農薬として政令により指定。(既登録農薬：シマジン、ベンゾエピン) ・POPs条約上、対象物質とされている12物質のうち、農薬として使用される可能性のある9物質については、農薬の販売の禁止を定める省令の対象に含め、国内での流通を禁止。 ・農薬の販売の禁止を定める省令に掲げた農薬については、「我が国においてその販売が禁止されている農薬」として、PIC条約事務局に通報。

調査内容項目 b)について

農薬については、経済協力開発機構（OECD）を中心として、環境リスク低減のための国際的な取組が進められている。具体的には、規制当局に提出するデータ作成のためのガイドラインの国際調和を進めるとともに、データの作成に当たっての運用及び評価方法に関するガイダンスについての検討を行っており、国際協調に基づくリスク評価の促進を図っている。このような取組に対し、我が国からも会合に参加するとともに、作成されたテストガイドラインと国内措置との調和を図っているところ。

調査内容項目 c)について

技術支援については、JICA からの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援する観点から、適宜対応している。（平成 19 年度より、ウルグアイへ独立行政法人農林水産消費安全技術センター職員を派遣）

提出府省名	経済産業省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>SAICMは、ライフサイクルの全般を通して化学物質の適正管理を達成し、2020年までに化学物質が人の健康と環境への有意な悪影響を最小限にするような方法で使用され、製造されることを目的とし、科学的知見に基づくリスク評価・リスク削減や、途上国の化学物質管理能力の向上などが期待されている。</p> <p>このようなSAICMの目標を達成するために、科学的・国際的動向と整合させつつ、法的枠組を整備・運用すると共に、国際的な協調活動に積極的に参加している。また、途上国支援を行っている。</p> <p>1. 法的枠組の整備・運用</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)は、難分解性の性状を有し、かつ人の健康や動植物の生息・生育に支障を生ずるおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的としている。我が国において製造・輸入される新規化学物質の事前審査を義務付けるとともに、PCBをはじめとする難分解性、高蓄積性、長期毒性を有する化学物質等の製造・使用等を禁止している。本法は、平成15年5月に改正(平成16年4月施行)され、化学物質による環境中の生物への影響やリスクに応じた審査・規制制度が導入された。</p> <p>また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)は、事業者が化学物質の環境中への排出量や事業所外への移動量の届出や、化学物質の性状及び取扱に関する情報(MSDS)の提供を義務付けることにより、事業者の化学物質の自</p>	

主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

このように、化審法及び化管法の整備・運用を進めてきたものの、化学産業内の問題からサプライチェーン全体への政策領域の拡大、ハザードベースの規制からリスクベースでの管理への政策領域の深化、新規化学物質届出等の増大化、ナノ粒子安全性問題等新たな課題の出現、

欧州の新たな化学品規制である REACH や国連主導の化学品分類調和システム (GHS) の影響、といった化学物質を巡る環境変化に直面している。

このため、これら状況変化に適切に対応すべく、平成 18 年に産業構造審議会化学物質政策基本問題小委員会において長期的な化学物質政策のあり方について検討を行った。現在は化学物質管理制度の具体的な見直し内容について法律所管官庁と合同で審議会を開催し、検討を行っているところである。

2. 国際的な協調活動への参加

化学物質管理の効果を高め、かつ国際貿易等の支障とならないよう、化学物質管理政策の国際的な政策協調を進めている。我が国としては、1970 年代から継続している OECD における化学物質管理政策分野における国際協調活動や、個別課題に対応した国際条約の交渉等に積極的に参加するとともに、化学物質管理に係る国際合意の実施に向けた各種国内措置を検討・実施している。

3. 途上国支援

国際協力機構 (JICA) 及び (財) 海外技術者研修協会 (AOTS) を通じ、途上国の化学物質管理能力構築のための研修を実施している。

これまでに化学物質管理に関する基礎的な知識は定着してきていると考えられ、より効果的な研修とするために、アセアン諸国の化学物質管理に関する課題を調査し、研修カリキュラムの見直しを行っているところである。

また、従来化学物質そのものや、化学物質の混合物を管理の対象としてきたところ、近年製品含有化学物質情報に関する関心が高まってきている。一方、我が国のサプライチェーンはアジア諸国を中心にグローバルに展開しており、製品含有化学物質の情報伝達のためには、こういったビジネスパートナー国との連携が必要である。このため、アジア諸国を中心とする途上国の化学物質管理能力の向上が、我が国にとって重要な課題となっている。そこで、我が国国内において展開されている製品含有化学物質に関する情報共有システムをアセアン域内においても展開していくことを検討している。

調査内容項目 b) について

国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組

上記 a) 1. 及び 2. 参照

調査内容項目 c) について

我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組

上記 a) 3. 参照

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	国土交通省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) 及び b) について</p> <p>国土交通省では、化学物質管理の取組として以下の施策を行っている。</p> <p>河川・湖沼におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質の調査・対策の推進</p> <p>) 施策の概要</p> <p>一級河川(直轄管理区間)におけるダイオキシン類・内分泌かく乱化学物質の水質・底質調査を実施。また、河川・湖沼における底質ダイオキシン類対策等について検討を進め、汚泥浚渫等の対策を促進。</p> <p>) 施策の実施状況(平成19年度中心)</p> <p>水質・底質の各種調査結果の公表。また、河川・湖沼の底質ダイオキシン類対策にかかる技術資料集・基本的考え方をとりまとめ、水環境の悪化が著しい河川における汚泥浚渫等の対策を促進。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>引き続き調査を実施し、必要に応じて対策を実施する等、河川環境の向上に資する。</p> <p>) 課題を踏まえた検討中の制度改正等</p> <p>なし</p> <p>船舶における化学物質管理対策</p> <p>船舶からの化学物質の環境リスクの低減に向けた取組としては、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)</p>	

および海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づいて貨物として積載される有害液体物質の排出に係る規制があり、同法の適切な運用を通じて化学物質の適正管理に努めているところである。

海洋汚染の科学的調査

) 施策の概要

外洋に面した 1 2 の内湾域から外洋域にかけての汚染物質の拡がりの状況を把握するため海水・海底堆積物中の油分、PCB、重金属、有機スズ化合物、COD について調査。

) 施策の実施状況 (平成 19 年度を中心に)

海水・海底堆積物の試料採取、海水・海底堆積物中に含まれる汚染物質の濃度の分析、分析結果の公表。

) 施策の効果・課題・今後の方向性

1 2 の内湾域で海水・海底堆積物中の過去から現在までの汚染物質の濃度変化を明らかにした。化学物質管理の施策の策定や施策の評価を行うための基礎情報の一つとして、海洋環境中の汚染物質のモニタリングは必要であり引き続き汚染物質のモニタリングを実施。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

なし。

重点調査事項に係る点検結果

提出府省名	環境省
重点点検分野名	化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
重点調査事項	国際的な観点に立った化学物質管理の取組
調査内容項目	<p>化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められる。各国は、2006年2月にUNEP管理理事会において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされているところ、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、以下の事項について調査。</p> <p>a) 国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に沿った化学物質管理の取組</p> <p>b) 国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正管理、環境リスクの低減の取組</p> <p>c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、途上国への技術支援の取組</p>
関係府省(回答府省)	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
ヒアリング府省	内閣府、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
<p>調査内容項目 a) について</p> <p>(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況</p> <p>) 施策の概要</p> <p>2006年2月に開催された国際化学物質管理会議において、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されること(WSSD2020年目標)を目指したSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)が採択された状況を踏まえ、我が国におけるSAICMの実施を進めるとともに、アジア太平洋地域のSAICM実施を主導するため、環境省では以下の施策を進めている。</p> <p>) 施策の実施状況</p> <p>平成19年度は、アジア太平洋地域のフォーカルポイントとして、平成19年5月21-23日にバンコクにてSAICMアジア太平洋地域会合を開催し、アジア太平洋地域におけるSAICM推進の中心的な役割を果たしたほか、国内においては、平成20年3月に「海外諸国におけるSAICM実施状況に関するセミナー」を開催し、海外諸国におけるSAICM対応の現状に関する知見を収集するとともに、これを広く一般に情報提供し、関係者間の情報交換・意見交換を行った。</p> <p>) 施策の効果・課題・今後の方向性等</p> <p>策定が必要なSAICM国内実施計画について、引き続き関係者への情報交換・意見交換を行いつつ、その策定を進める。また、途上国におけるSAICM実施に係る支援等を行い、アジア太平洋地域におけるSAICM実施についてリーダーシップを発揮する。</p>	

) 課題を踏まえた検討中の制度改正等

従来より、SAICM に盛り込まれているリスク評価・管理、予防的取組方法等の考え方に沿って、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）等に基づく規制・管理を進めてきたところであるが、同法は平成 21 年度に見直し年次を迎えることから、WSSD2020 年目標の達成に向けた制度の在り方について、現在中央環境審議会等において検討が進められている。

また、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）についても、化管法の施行 7 年後（平成 19 年 3 月）の見直しとして、平成 19 年 2 月から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、施行状況の評価、課題の整理、措置の検討を行い、平成 19 年 8 月に中間とりまとめを公表している。

(2) 総括的な分析等

SAICM 採択を受け、アジア太平洋地域会合を開催するなど、SAICM 対応の主導を開始したところである。引き続き、同地域における SAICM 実施について主導的な役割を果たすとともに、WSSD2020 年目標達成に向けた対応を進める。

調査内容項目 b) について

) 施策の概要

POPs 条約が 2004 年 5 月に発効し、国際的に協調して POPs の廃絶、削減等を進めることが求められている状況を踏まえ、POPs 条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係る BAT/BEP 推進事業、東アジア POPs モニタリング調査、世界モニタリング報告書のとりまとめ等の条約の有効性評価に係る取組を進めている。また、国際的な動向を踏まえた環境リスク初期評価の実施、既存化学物質安全性点検等の取組を進めている。

) 施策の実施状況

平成 19 年度に、「非意図的生成 POPs に係る BAT 及び BEP 検討会」(座長：酒井伸一・京都大学環境保全センター教授)を開催し、POPs 条約第 3 回締約国会合 (COP3) で採択された BAT/BEP ガイドライン、今後の国際発信等に関する検討を行うとともに、アジアの海外現地調査、国連環境計画 (UNEP) の排出量ツールキット検討会合への専門家の派遣を行った。また、2009 年の POPs 条約 COP4 における第 1 回条約有効性評価に向けて設置された調整グループ及び地域組織グループに我が国からも委員が参画し、我が国におけるモニタリングデータの提供や報告書の執筆を積極的に行うとともに、「東アジア POPs モニタリングワークショップ」を開催し、東アジア小地域で POPs モニタリング調査を行うなど、アジア太平洋地域における条約有効性評価に係る取組を主導している。環境リスク評価については、国際的な動向を踏まえた評価手法の改定の検討及び初期評価の実施、国による既存化学物質安全性点検や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム (Japan チャレンジプログラム) の実施、OECD におけるばく露評価や生態毒性試験等の会合への専門家の派遣、高生産量化学物質の点検への貢献等の取組を進めてきている。

) 施策の効果及び政策目的実現度合いの状況

我が国では、平成 17 年 6 月に策定した国内実施計画等に基づき、ダイオキシン類の排出総量は、順調に削減が進んでいる。(平成 18 年に、平成 9 年から約 96% 減少) また、平成 18 年 9 月には、「第 1 回東アジア地域の非意図的生成 POPs 削減に関するワークショップ」(京都) を開催してい

る。条約の有効性評価については、アジア太平洋地域各国の情報のとりまとめや各種関連会合への出席を行い、COP4 に向けて着実に取組を進めている。環境リスク初期評価については、その結果を逐次公表し、関係者において活用が図られているほか、既存化学物質安全性点検の結果を受けて必要に応じ化審法に基づく規制等の措置を講ずるとともに、Japan チャレンジプログラムの進捗状況については化審法データベース(通称:J-CHECK)等を通じて逐次情報発信している。また、OECD における関係ガイドライン、高生産量化学物質の初期評価等の議論に協力、貢献をしてきている。

) 課題分析及び今後の方向性

国内の削減実績を踏まえ、ダイオキシン類等、物の燃焼等により非意図的に生成される物質については、国際的な BAT/BEP ガイドラインも参考にしつつ、国際的に連携した排出削減に向けて国際協力を推進する必要がある。また、2009 年 5 月の COP4 での初回条約有効性評価に向け、引き続き報告書の作成等の取組を進める。環境リスク評価に関しては、引き続き、国際的な動向を踏まえ、評価手法の改定と初期評価の実施、過去の評価の再評価を進めるとともに、国際機関における関係の取組に協力、貢献を進めていく。Japan チャレンジプログラムについては、平成 20 年 8 月にとりまとめた中間評価を踏まえ、得られた情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及び OECD/HPV プログラムへの貢献を進めていく。

) 課題を踏まえた検討中の制度改正又は新規・拡充予算要求
検討中。

調査内容項目 c) について

(1) 調査項目に関わる施策ごとの状況

) 施策の概要

化学物質は様々な国で製造・使用されるため、一国の規制・対策が貿易を通じて他国にも影響を及ぼすことを踏まえ、日中韓三カ国の政策ダイアログ(対話)等を通じた三カ国間の情報交換及び連携方策の検討を進めているほか、UNEP 等における地球規模での水銀汚染対策の検討に対して、我が国における水俣病を踏まえた水銀対策の経験を発信し、国際的な化学物質管理の枠組みづくりに寄与する。

) 施策の実施状況

平成 19 年 11 月に、各国政府関係者(課室長級)、学識経験者、企業等の参加を得て、第 1 回日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを東京にて開催した。また、UNEP 公開水銀作業グループに副議長として参加するなど、積極的に国際的な水銀対策の枠組み作りの議論に貢献するとともに、こうした国際的動向を踏まえ、平成 18 年度より有害金属対策基礎調査検討会を、また、平成 19 年度より国際的な観点からの有害金属対策関係省庁連絡会議を設置し、対応の検討を行っている。

) 施策の効果・課題・今後の方向性等

日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログにおいて、引き続き三カ国間の情報交換を進めるとともに、更なる協力プロジェクトの計画を取りまとめることが合意されており、三カ国間の化学物質管理制度の情報共有が進んでいる。今後は、定期的に政策ダイアログを開催しつつ、

GHS等の個別分野における具体的な作業を進めることとしている。地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術をいかしてBAT/BEPガイドラインの策定を行うなど、今後とも国際的な対策検討に積極的な貢献を進める。

(2) 総括的な分析等

我が国の化学物質管理制度や化学物質対策等の積極的な情報発信、共通課題への国際協調の下での対応については進展があった。引き続き、日中韓三カ国間の取組を進めるとともに、国際的な水銀対策に貢献を行うなど、我が国の経験をいかした積極的な情報発信、国際的な化学物質管理の枠組みづくりへの貢献を進める。